

議第23号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 4 京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の項中「京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「京都市文化財公開施設保存活用検討委員会」に、「重要文化財旧三井家下鴨別邸の」を「無鄰菴、岩倉具視幽棲旧宅及び旧三井家下鴨別邸の」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会の名称を変更するとともに、同委員会の担任する事務を追加する必要があるので提案する。